



平成 26 年 4 月 3 日

各 位

会社名 電源開発株式会社  
代表者名 代表取締役社長 北村 雅良  
(コード: 9513、東証第一部)  
問合せ先 秘書広報部広報室 課長 北風 正男  
(TEL. 03-3546-2211)

## 当社に対する訴訟の提起に関するお知らせ

函館市が、本日、国及び当社に対し訴訟を提起したことを発表しましたのでお知らせいたします。なお、本日時点で当社は訴状の送達を受けていないため、以下の内容は函館市が公表した訴状の内容に基づいています。

### 記

#### 1. 訴訟の原因及び提起に至った経緯

当社は青森県下北郡大間町において大間原子力発電所の建設を行っています。函館市に対しては、これまでも同発電所の建設計画についてご理解頂くべく情報の提供や説明をしまいましたが、今般、残念ながら同市が国及び当社に対し訴訟を提起し、当社に対しては同発電所の建設・運転の差止めを求めるに至ったものです。

#### 2. 訴訟を提起した者の概要

- |               |                    |
|---------------|--------------------|
| (1) 名称        | 函館市                |
| (2) 所在地       | 北海道函館市東雲町 4 番 13 号 |
| (3) 代表者の役職・氏名 | 市長 工藤 壽樹           |

#### 3. 訴訟の内容

函館市は当社に対しては、大間原子力発電所を建設し、運転してはならないとの請求をしています。

#### 4. 今後の見通し

大間原子力発電所は、安定した電力供給源としての位置付けや低炭素化への対応、原子燃料サイクル等において我が国で重要な役割を担うものと考えており、原子力規制委員会による新規規制基準はもとより、最新の知見も踏まえながら安全対策等を着実に実施することで、全社をあげて安全な発電所作りに取り組む所存です。

本日時点で当社は訴状の送達を受けていませんが、送達後その内容を精査し、裁判を通じて大間計画の意義や安全性等、当社の考えを主張していく所存です。

以 上

(参考) 大間原子力発電所の概要

地点	青森県下北郡大間町
設備出力	138.3 万 kW
原子炉型式	改良型沸騰水型軽水炉 (ABWR)
燃料	濃縮ウラン及びウラン・プルトニウム混合酸化物 (MOX) 燃料
運転開始時期	未定